

津市緊急通報装置事業実施要綱

平成18年1月1日訓第112号

改正 平成26年10月31日訓第109号

改正 令和6年3月29日訓第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等に関し、その急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることにより、その福祉の増進に資するため、ひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与すること（以下「緊急通報装置事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり暮らし高齢者等」とは、本市の区域内に住所を有する65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの（急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることができないと認められる者に限る。）をいう。

- (1) ひとり暮らしの者
- (2) 高齢者のみで構成された世帯に属する寝たきりの者（これに準ずると市長が認める者を含む。）と同居する者
- (3) 障害者（肢体障害1級若しくは2級又は療育手帳（重度）以上の障害者をいう。）と同居する者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

2 この要綱において「緊急通報装置」とは、ひとり暮らし高齢者等が身に付け、及び簡単な操作により当該ひとり暮らし高齢者等に係る緊急事態を自動的に通報することができる性能を有する携帯用無線発信機、無線受信機及び専用通報機をいう。

(緊急通報装置の貸与)

第3条 市長は、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与するものとする。この場合において、回線使用料は、ひとり暮らし高齢者等の自己負担とする。

(貸与の決定)

第4条 緊急通報装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ緊急通報装置貸与申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、緊急時の支援体制を確保するために近隣の親族又は住民を中心に協力員を定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係るひとり暮らし高齢者等の健康状態、家庭状況等を調査の上、設置の要否及び別表に定める利用者世帯の階層区分に応じた利用者負担金額（以下「利用者負担額」

という。)を決定し、緊急通報装置貸与決定(却下)通知書(第2号様式。以下「決定(却下)通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により緊急通報装置の貸与を決定したときは、その旨を緊急通報装置貸与依頼通知書(第3号様式。以下「依頼通知書」という。)により第12条の規定に基づき委託を受けて緊急通報装置の貸与を行う者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

- 第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、速やかに誓約書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の制限等)

- 第6条 利用者は、緊急通報装置の原状を変更し、又は緊急通報装置を転貸し、若しくは緊急通報装置事業以外の目的に利用してはならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該損傷又は亡失が利用者の責めによるものであるときは、当該利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(変更等の届出)

- 第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更した旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、電話番号又は緊急時の連絡先に変更があったとき。
- (2) 30日以上不在となる時。
- (3) 年度の途中において住民税の課税状況等に変更があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、緊急通報装置事業の実施に関し必要な事項に変更があったとき。

(貸与決定の取消し等)

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通報装置の貸与の決定を取り消すものとし、その旨を緊急通報装置貸与決定取消通知書(第5号様式)により利用者に通知するものとする。

- (1) ひとり暮らし高齢者等でなくなったとき。
- (2) 緊急通報装置の貸与の決定に対し取消しを申し出たとき。
- (3) 利用者負担額を滞納したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により緊急通報装置の貸与の決定を取り消したときは、直ちにその旨を第12条の規定に基づき委託を受けて緊急通報装置の貸与を行う者に通知するものとする。

(費用負担)

- 第9条 利用者は、別表に掲げる区分に応じ、緊急通報装置事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担額を負担するものとする。

- 2 利用者負担額は、月額とし、委託を受けた事業者を支払うものとする。
- 3 緊急通報装置事業の利用又は廃止における当該月の利用者負担額について

は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通報装置を設置した日の属する月 当該設置の日から当該設置の日の属する月の末日までの日割りにより計算した額の2分の1の額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
 - (2) 緊急通報装置を廃止した日の属する月 当該廃止した日の属する月の初日から廃止した日までの日割りにより計算した額の2分の1の額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）
- 4 市長は、毎年度7月31日までに、8月1日から翌年の7月31日までの利用者負担額を決定し、利用者に対し、決定（却下）通知書により通知するものとする。
- 5 第7条の規定による届出があった場合において、利用者負担額を変更するときは、決定（却下）通知書により利用者に通知し、当該届出があった月の翌月分の利用者負担額から変更するものとする。
- 6 市長は、第4条第3項の規定により緊急通報装置の貸与を決定したときは、その旨を依頼通知書により第12条の規定に基づき委託を受けて緊急通報装置の貸与を行う者に通知するものとする。

（関係機関との連携等）

第10条 市長は、緊急通報装置事業を円滑に運営するため、消防署等の関係機関と密接な連携を保つとともに、民間の関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

（台帳等の整備）

第11条 市長は、緊急通報装置事業の実施状況等を把握するため、緊急通報装置事業利用者登録簿（第6号様式）を整備しておくものとする。

（委託）

第12条 緊急通報装置事業は、適正な運営ができると認められる事業者に委託しその一部を行わせるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

緊急通報装置費用負担区分

利用世帯区分	利用者負担額（月額）
生活保護法による被保護世帯	0 円
住民税非課税世帯（介護保険料第 1 段階から第 3 段階までの者）	0 円
住民税課税世帯（介護保険料第 4 段階から第 1 3 段階までの者）	委託事業者との契約金額（機器の契約単価に消費税及び地方消費税の額を加えた金額）の 2 分の 1 の額（1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

備考

- 1 「住民税非課税世帯」とは、利用者が属する世帯全員の住民税が非課税（申請日が 4 月 1 日から 7 月 3 1 日までの間にあっては、前年度の住民税が非課税）である世帯をいう。
- 2 介護保険料の段階は、津市介護保険条例（平成 1 8 年津市条例第 3 6 号）第 8 条第 1 項各号で定める段階をいう。

第1号様式（第4条関係）

（表）

緊急通報装置貸与申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所
申請者 氏 名
電 話



次のとおり緊急通報装置の貸与を受けたいので申請します。

貸与対象者	住 所		電話番号			
			性 別	男・女	血液型	型
	フリガナ		生年月日	年 月 日 歳		
	氏 名		健康状態			
希望貸与期間		年 月 日から 年 月 日まで				
協 力 員 承 諾 欄						
氏 名		続柄	住 所		電 話 番 号	
1 印						
2 印						
3 印						
4 印						
5 印						

※ 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(裏)

主治医	住 所				
	医療機関名			電話番号	
近 親 者 の 状 況	氏 名	続柄	住 所	電 話 番 号	
緊急事態発生時の 自宅等の管理人	住所			電話番号	
	氏名			続 柄	
自宅等の鍵の 預 け 先	住所			電話番号	
	氏名			続 柄	
民 生 委 員 意 見	氏 名 ㊞				
備 考					

第2号様式（第4条関係）

緊急通報装置貸与決定（却下）通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました緊急通報装置の貸与について、次のとおり決定しましたので、通知します。
却下

貸与対象者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
貸 与 開 始 日 時				
貸 与 期 間				
利 用 者 負 担 額		年 月 日から 年 月 日まで 円		
却 下 理 由				

（注意事項）

- 1 住所、氏名、電話番号又は緊急時の連絡先に変更があったとき、又は引き続き30日以内不在となる場合は、高齢福祉課へ御連絡ください。
- 2 誓約書の写しも保管しておいてください。

第3号様式（第4条関係）

緊急通報装置貸与依頼通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

次のとおり緊急通報装置の貸与を決定したので、その貸与の依頼について通知します。

貸 与 対 象 者	住 所		電話番号			
			性 別	男・女	血液型	型
	フリガナ		生年月日			
	氏 名		健康状態			
貸与開始日時						
貸 与 期 間		から 年 月 日まで				
緊 急 時 の 連 絡 先	氏 名	続 柄	住 所		電話番号	

第4号様式（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）津市長

住所
利用者
氏名

印

津市の緊急通報装置事業を利用するに当たり、津市緊急通報装置事業実施要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を守ることを誓約いたします。

- 1 貸与を受けた緊急通報装置については、善良な管理者の注意をもって管理し、緊急通報装置の原状を変更し、又は緊急通報装置を転貸し、若しくは緊急通報装置事業以外の目的には利用いたしません。
- 2 自己の責任により、貸与を受けた緊急通報装置を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出て、その損害を賠償します。
- 3 貸与を受けた緊急通報装置を必要としなくなったときは、速やかに返却します。
- 4 貸与を受けた緊急通報装置により緊急通報を発し、その通報を受けた者からの確認の電話に応答しない場合は、その者の自宅等の住居内への立入りを認めます。
- 5 緊急事態発生時にその通報を受けた者が自宅等の住居内に入るときに、やむを得ずその住居等の一部を破損しても、修繕、損害賠償等について一切請求しません。
- 6 津市が利用者の安全確保のために、申請書の内容、調査時の内容、相談内容等の個人情報、緊急センター、消防署、在宅介護支援センター等の関係機関と共有することを承諾します。
- 7 決定された利用者負担額を津市長が指定する業務委託先へ支払います。

※ 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第8条関係）

緊急通報装置貸与決定取消通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで決定した緊急通報装置の貸与の決定については、次のとおり取り消したので通知します。

利 用 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	（ ）
理 由				
緊急通報装置の返却日時		年 月 日	午 前 後	時ごろ
備 考				

第6号様式 (第11条関係)

緊急通報装置事業利用者登録簿

[illegible]